耐震対策緊急促進事業実施支援室 殿



申請者

住所 東京都中央区日本橋〇-〇-〇

〇〇ビル〇階

法人名 株式会社〇〇ホテル

代表者名 代表取締役 安全 太郎

令和7年度建築物耐震対策緊急促進事業補助金交付申請書

令和7年度建築物耐震対策緊急促進事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、建築物耐震対策緊急促進事業補助金交付規程第6条の規定により、関係書類を添え、別紙のとおり申請します。

(備考)

1. この様式に補助金交付申請書(様式2・様式3)を併せたものが申請書である。

申請日:	令和	\bigcirc		年	\bigcirc	月	\bigcirc	\bigcirc	日
1 45 4 .	1- 1-		0	'		 <i>,</i> ,			

耐震対策緊急促進事業実施支援室 殿

補助金交付申請書

・申請者	の概要		ビル名等を記入する場合は、	住所のあとに1文字空け
住所	T 1 0 3 - 0 0 0	1	てください	
	東京都中央区日本橋〇-〇-〇 〇〇	ビル〇階	当	
↑都道府県	見名より記入してください。			
フリガナ	カブシキガイシャ○○ホテル			
氏名·法人 名·管理組 合名等	株式会社〇〇ホテル			
フリガナ	アンゼン タロウ			
代表者名	安全 太郎	姓と名	の間は1文字空けてください	
役職	代表取締役			

申請の担当者

-1-1	中間の123日							
	担当者	役職·氏名	課長・改修 一郎	姓と名の	間は1文字空に	ナてください		
	所属	法人名·部署名	末式会社○○ホテル・総務部					
担		電話番号	03-0000-6683		緊急連絡先	090-0000-567	78	
当者		住所 都道府県名より	〒 103-0001					
	連絡先	== = 1 1 10	東京都中央区日本橋〇-〇-〇() ()ビル()階	í.			
		E-mail アドレス	mail@taishin.co.jp					

・支援室との窓口の方

(申請の担当者又は、事務代行者)

7.1	(中間の)23名人は、予切しいも)		姓と名の間は1文字空けてください						
₹	担当者	役職·氏名	課長·改修 三郎	姓と名の間	引は1文字空け	てください			
支 援 室	所 属	法人名·部署名	○○○設計株式会社·設計部	○○設計株式会社·設計部					
٢		電話番号	03-0000-6655		緊急連絡先	080-0000-56	578		
の窓		住所 都道府県名より	〒 160−0023						
ロの	連絡先	記入してくださ い。	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇〇	00E/VC	階				
方		E-mail アドレス	mail@taishin2.co.jp	il@taishin2.co.jp					

•補助申請額

補助申請額		4	0	0	0	0	千円
-------	--	---	---	---	---	---	----

[↑]補助申請額を記入してください。(右詰め)

[↑] 法人・管理組合等の場合は役職を記入してください。

確認日:	令和	\bigcirc	\bigcirc	年	\bigcirc	\bigcirc	月	\bigcirc	\bigcirc	Ш

耐震対策緊急促進事業実施支援室 殿

補助金交付に係る確認書

建築物耐震対策緊急促進事業(補強設計)における補助金の交付について、次の事項を確認のうえ申請します。

•交付申請者

フリガナ	カブシキガイシャ○○ホテル
氏名·法人 名·管理組 合名等	

フリガナ	アンゼン タロウ	41. 2 a 88.14. 4. 2 co. 1 co.
代表者名	安全 太郎	姓と名の間は1文字空けてください
役職	代表取締役	

法人・管理組合等の場合は役職を記入してください。

↑ 法.	人·管理組合等の場合は役職を記入してください。	
No.	確認事項	確認欄
1	事業実施に当たっては、建築物耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアルを遵守すること。また、支援室から 円滑な事業実施のために必要な資料提出について指示を受けた場合には誠実に対応すること。	
2	補助対象となる建築物においては、原則、国の他の補助金や交付金の交付申請は行えないこと。	
3	次の場合には補助金が交付されないこと。 ・補助金の交付のために必要な手続を行わない場合 ・著しい書類の不備等により交付申請の内容や完了実績報告の内容が確認できない場合 ・実施された事業の内容が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件を満たしていない場合(事業内容の変更について、支援室の承認を得ている場合を除く)	V
4	事業により取得し、又は効用の増加した財産について、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行うこと。	V
5	補助金を他の用途に使用し、他の補助に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく支援室の処分に違反したことにより、支援室から補助金の返還を求められた場合には、補助金を返還すること。	V
6	事業計画の変更等による工事費の増減や工事日程の変更等による出来高の増減などにより、本事業に要する 費用に変動を生じる場合は、速やかに支援室に報告し、所定の手続を行うこと。	Ŋ
7	自社若しくは関係会社が事業を行う場合、支援室にお問い合わせいただき、必要書類を提出すること。また、利益等排除を 行ったうえで補助申請額を算出すること。	Ø
8	支援室が行う現地検査に協力すること。また、会計検査院や国土交通省が行う調査、現地検査対象となった場合においても同様に協力すること。併せて当該補助事業に関する書類(経理処理関係書類を含む)を完了後においても適切に整理・保存すること。	V
9	本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請に係る個人情報について、他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要(法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等)を提供することがあること。	Ŋ
10	建築基準法の規定違反の有無: 🗹 有 ・ 🗆 無 有の場合 違反内容 【 防火区画 】 改善について、令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日 までに改善します。	V
11	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供給等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることをしりながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者の本補助金への申請が制限されます。また、関係者と判明した場合は、補助金を返還すること。	K